

## 「二宮町子どもも大人も輝く心身きらり条例(案)」に対する意見募集の結果

「二宮町子どもも大人も輝く心身きらり条例(案)」への意見を募集したところ、貴重なご意見をいただきました。二宮町議会の考え方をまとめましたので公表いたします。

### 【意見募集の概要】

- (1)募集期間 平成 30 年 1 月 5 日から平成 30 年 1 月 25 日まで
- (2)意見等提出者数 4 名
- (3)意見の内容及び二宮町議会の考え方(以下一覽)※意見は原文のとおり

項目	意見	二宮町議会の考え方
全体 (4 件)	<p>国に「健康増進法」があるところへ、さらに自治体がこのような規制に近い条例を作る必要があるか、というのが私の基本的な考えです。</p> <p>あの法律も人権無視の悪法だと思っていますが、出来てしまった以上、仕方ありません。ならば、これ以上窮屈な制度を重ねて欲しくはないというのが正直な感想です。</p> <p>はっきり言って、この条例における具体的な活動がよく分からないので、それが曖昧であればあるほど、何でも包括し、いろいろな側面で個人生活に介入してきそうで、憂鬱です。健康は確かに望ましいことですが、強制することではありません。生まれつき身体が脆弱な人にまでも「健康たれ！」と言うようなことに、賛成できません。</p> <p>さらに、私は喫煙者なので、根拠の薄弱な「受動喫煙の害」をことさら言い立てる今の社会にうんざりしています。これが行き過ぎれば、東京都の条例のように個人の家庭にすら侵入・介入にできて恥じなくなります。</p> <p>むしろ長寿の里が目指すべきは「安心して死ぬる町・二宮」だと思います。子や孫の世代が立派に育つのを見届け、その笑顔を見ながら未来を信じて昇天するのが幸福というものではないでしょうか。それは、「心身きらり」という雰囲気だけの掛け声では、到底達成されません。</p>	<p>町では、6つの計画（二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ども・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画、二宮町総合計画）が策定されていますが、本条例を制定することにより、それらの取組みを部署を超えたものにして実効性を高めていきます。</p> <p>健康づくりは強制ではありませんが、健康づくりを支える環境は社会性があると考えます。</p> <p>健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止めたものです。</p>

この条例制定に反対します。理由は以下のとおりです。

条例が何のためにあるのかがわかりでしょうか。住民は主権者です。条例を守るのべきは「公務員」であり、住民であってはなりません。

「責務」で縛るのは「二宮町」で憲法と同じです。

法の役割、憲法が保障する心身という町民の自由が一番尊重されるべき領域に公権力（二宮町）が「町民の責務」を規定するのは、憲法 13 条の「生命・自由・幸福追求権」や憲法 97 条に「基本的人権の不可侵」、さらには第 20 条の「信教の自由」に抵触し、差別を生む危険性を持っています。また団体活動の自由を侵し、差別を生む危険性もあります。障がいを持っている人、怪我や病気、体調不良が原因不明で苦しんでいる人、考えも多彩な様々な人たちが地域社会で暮らしています。時の変化で何が健康づくりなのか何が健康に良いのか変わり、不明確な中で、「誰もが主体的健康づくりに取り組む地域社会をめざす」というのはナチスドイツや旧日本帝国などの軍国独裁政権での優生思想に通じる気持ち悪さを感じます。

また、町民の責務、地域活動団体の役割という縛りをかけてまで、何を定めたいのかわかりません。健康の定義もなく、具体的に何が盛り込まれたのかわからないので、それが曖昧であればあるほど、何でも包括し、いろいろな側面で個人生活に介入してきそうで、危険です。健康は強制することではありません。

さらに、条例を制定する場合、その条文解釈や町民意見の反映などの制定過程を明らかにして、条例案の意見聴取をするのが望ましいと思いますが、この条例案の資料はそのようなものが、ほとんどありません。それが町民を代表する議決機関である議会がとりまとめたならば、なおさら範を示す必要があります。

条例づくりは条項をつくるだけのことではありません。法の在り方や様々な事例を想定した研究、実態調査、関係者の調整をしたうえで、政策化し、その仕組み、仕掛けをつくるために条例があるのではないのでしょうか。

町では、6つの計画（二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ども・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画、二宮町総合計画）が策定されています。それらの取組を本条例で制定することにより、部署を超えたものにして実効性を高めていきます。

健康づくりは強制ではありませんが、健康づくりを支える環境は社会性があると考えます。

健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止めたものです。

本条例の策定には、他自治体の条例を調査し、先進自治体の視察を行うとともに、町民の健康状況についての情報収集、町などとの調整を進めました。

また、議会主催で町民と意見交換会を実施しました（2015年12月17日・19日、2016年1月27日、2016年7月3日、2017年7月17日）。意見交換会の内容はHPに掲載しています。また、本条例は理念条例であり、関連する既存6計画を考慮・勘案、検討を重ねました。

	<p>理念は理解でき「長寿の里二宮」に相応しいと考える。</p> <p>理念にある内容は幅広く、「心身きらり」が幅広くカバーする理念であるとの理念が序文から分かる。</p> <p>一方で、条例と言うよりも「町民憲章」を補完する意味があると感じとった。</p>	<p>ご指摘のとおり、本条例は理念条例です。</p>
	<p>健康はどの方にも重要なもので欠かさないものだと思います。</p> <p>それは人間として当たり前のことで、町の条例に制定する必要はあると思えません。言い回しも強制的な言い回しです。努めるということは、努めたくてもできない人がいるのです。障害、病気など、抱えたくなくても抱えている人がいる。健康を促すイベントなどあるのは問題ありません。ですが、町民に対して強制を強いるような言い回しは条例にすべきではないと思います。</p>	<p>健康づくりは強制ではありませんが、健康づくりを支える環境は社会性があると考えます。</p> <p>健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止めたものです。</p>
<p><b>条例名</b></p>	<p>条例名は、その条例が何を規定しているかわかる名前をつける必要がありますが、「子どもも大人も輝く心身きらり条例」は類推できず、条例名としては不適切です。</p>	<p>健康づくりという観点を明確にするため、「子どもも大人も輝く心身きらり健康づくり条例」とします。</p> <p>他の自治体でも、従来のものに加えて、理念を表す条例名があります。</p>
<p><b>第1条</b></p>	<p><b>(目的)</b></p> <p>「町民及び町の責務」は第4条に町民に責務の規定があり、「町民の責務」が大きな柱となっていますが、条例が何のためにあるのかがわかりでしょうか。住民は主権者です。条例を守るのべきは「公務員」であり、住民であってはなりません。「責務」で縛るのは「二宮町」で憲法と同じです。「町民及び」を削除する必要があります。また、「地域活動団体及び事業者の役割」も同じことです。</p> <p>この条例の目的は「健康づくりの推進について基本的な事項を定めること」となっていますが、基本的な事項がわかりません。</p> <p>今回の条例は議会が提案しているので、政策的条例だと思いますが、何が政策として盛り込まれたのか、盛り込みたいのかわかりません。障がいを持って生れてきたり、怪我や病気で障がいを持った人はどうなるのでしょうか？心が健康な事は必要だけれど、心が病んでしまうような社</p>	<p>本条例は理念条例であり、町民に順守を強いるものではありません。従って、「責務」についても強制性はなく、努力規定と捉えています。条文見出しの「責務」(第4条・第5条)・「役割」(第6・第7条)を「取組」に変えることで、自主性を強調しました。</p> <p>健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態である」という WHO の定義を受け止めたものです。</p> <p>本条例の策定には、他自治体の条例を調査し、先進自治体の視察を行うとともに、町民の健康状況についての情報収集、町などとの調整を進めました。</p> <p>また、議会主催で町民と意見交換会を実施しました(2015年12月17日・19日、2016年1月27日、2017年7月17日)。意見交換会の内容はH</p>

	<p>会システムや格差があり、それを解決できない社会なのに町の条例で一律に規定することは無理があるではないでしょうか。</p> <p>条例づくりは条項をつくるだけのものではありません。法の在り方や様々な事例を想定した研究、実態調査、関係者の調整をしたうえで、政策化し、その仕組み、仕掛けをつくるために条例があるのではないのでしょうか。</p>	<p>Pに掲載しています。また、本条例は理念条例であり、関連する既存6計画を考慮・勘案、検討を重ねました。</p>
<p><b>第1条</b> <b>第3条</b></p>	<p><b>(目的)(基本理念)</b></p> <p>第1条 目的の最後の段落で「…、健康づくりの推進について基本的な事項を定める」と第3条 「心身きらりの実現は、…生涯にわたり人とのつながり安心して心豊かな生活を営むことである。」とあるが、具体的にどういった施策に結び付くか見えない。目的を目指した次のステップに期待したい。</p>	<p>町では、6つの計画（二宮町健康増進計画・食育推進計画、二宮町子ども・子育て支援事業計画、二宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、二宮町障害者福祉計画、二宮町地域福祉計画、二宮町総合計画）が策定されています。それらの取組みを本条例を制定することにより、部署を超えたものにして、これらの計画の実効性や、他事業で健康づくりの視点が生かされるよう、注視していきます。</p>
<p><b>第2条</b> <b>第1項</b> <b>第1号</b></p>	<p><b>(定義)「心身きらり」</b></p> <p>「心と身体がともに健康である状態」というのはどういう状態をいうのでしょうか。健康の定義が必要です。障がいを持っている人、怪我や病気、体調不良が原因不明で苦しんでいる人も多い社会で、一律に定義できるのでしょうか。</p> <p>「心身きらり」という言葉自体が法律用語、一般用語ではなく、事業名などのキャッチフレーズとして使うのには良いですが、条例に使う言葉として不適切だと思います。</p>	<p>健康については「障がいの有無にかかわらず、肉体的にも、精神的にも、社会的にもすべてが満たされた状態である」というWHOの定義を受け止めたものです。</p> <p>「心身きらり」は条例名と整合性を図りました。「心と身体がともに健康である状態を表し」「町民に親しめるようにしたい」との思いを込めました。他自治体の条例にも、新しい表現が見られます。</p>
<p><b>第2条</b> <b>第1項</b> <b>第5号</b></p>	<p><b>(定義)「地域活動団体」</b></p> <p>地域活動団体の定義が非常に狭義です。何故、「健康・福祉等に携わる団体」とそのまま記載しなかったのか疑問です。</p> <p>また、「等」は曖昧な言葉なので、法令には安易に使わない方が良い言葉ですので、想定する活動を言葉として表記する方が妥当です。</p>	<p>どのような団体であっても、健康づくりに関わることができるよう、広い範囲の団体・グループを想定しています。</p>
<p><b>第3条</b></p>	<p><b>(基本理念)</b></p> <p>「生涯にわたり人とのつながり安心して心豊かな生活を営むこと」につ</p>	<p>各条項で定める取組みは、「人とのつながり」を大切にしました。</p>

	<p>いての基本的事項が後の条項に定められていません。「誰もが、あらゆる機会とあらゆる場面において、主体的に取り組む地域社会の実現をめざす。」は今までの条項で指摘したように様々な人が地域社会で暮らしています。その中で「誰もが主体的に取り組む地域社会の実現をめざす」というのはナチスドイツや旧日本帝国などの軍国独裁政権での優生思想に通じる気持ち悪さを感じます。不適切な文言です。</p>	<p>また「取り組む」を「取り組める」にし、自主性を尊重する表現に変えました。</p>
<p><b>第4条</b></p>	<p><b>(町民の責務)</b></p> <p>憲法により、法は、専断的な国家権力の支配を排斥し、権力を拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的として存在しています。ですから、町民に規制をかけるのは公序良俗に反するもの以外は限られたもので、公権力（二宮町）がそこから逸脱、濫用されないように条例で規定されているはずです。心身という町民の自由が一番尊重されるべき領域に公権力（二宮町）が「町民の責務」を規定するのは、憲法13条の「生命・自由・幸福追求権」や憲法97条に「基本的人権の不可侵」、さらには第20条の「信教の自由」に抵触し、差別を生む危険性を持っています。第2項の規定は「町民は、健康づくりに関する活動に参加するよう」は、時代の流れの中で何が健康づくりなのか何が健康に良いのか変わり、不明確です。町が行っている健康診断やワクチン接種に疑問を持っている町民もいます この条項は無くすべきだと思います。</p>	<p>健康づくりは、最終的には個人が判断を行うものですが、健康に関する施策は社会的なものであり、最大限のものを提供することが必要と考えています。強制性を求めるものではありません。個々の施策への異論があることは認識しています。</p> <p>本条例は理念条例であり、町民に順守を強いるものではありません。したがって、「責務」についても強制性はなく、努力規定と捉えています。条文見出しの「責務」（第4条・第5条）・「役割」（第6・第7条）を「取組」に変えることで、自主性を強調しました。</p>
<p><b>第5条</b> <b>第5項</b></p>	<p><b>(町の責務)「町は、町民の健康状態等に関する調査及び分析を行い」</b></p> <p>健康状態等の等はどうな事の調査でしょうか。町民の承諾もなく、勝手に調査や分析をされては、プライバシーの侵害です。優生思想につながることもあるので、「承諾を得て、取り扱いに十分留意して」などの文言が必要です。</p>	<p>調査や分析にあたっては、個人情報保護条例の順守が前提です。</p>
<p><b>第5条</b> <b>第6項</b></p>	<p><b>(町の責務)「財政上の措置」</b></p> <p>町財政がひっ迫している中で、選択と集中が必要で、優先順位づけ、補助金問題などあり、安易な財政措置はやめてほしい。</p>	<p>政策の裏付けとしての財政措置は必要であり、全体の予算の中で考慮されるべきです。</p>

<p><b>第 6 条</b></p>	<p><b>（地域活動団体の役割）</b></p> <p>地域活動団体は町民活動団体と考えると、その活動に公権力が役割など枠組みすることは活動の自由に反することで、反対です。行政が相談に乗ったり、情報を提供することと連携は違うと思います。連携をするには対等となる仕組みをつくる方が先決だと思います。</p> <p>地域活動団体は先見性もあり時には健康づくりの面で、町や他の団体が推進している事業に反対する団体もでてくるはずで。そこに連携を必ず求めるのは問題があり、団体間に差別を生む危険性もあります。連携するか否かは当事者（団体）の意思のほうです。</p> <p>この条項は無くすべきだと思います。</p>	<p>活動の自由を制限するものではなく、「努める」という中で自主性を重んじています。</p> <p>条文見出しの「責務」（第 4 条・第 5 条）・「役割」（第 6・第 7 条）を「取組」に変えることで、自主性を強調しました。</p>
<p><b>第 8 条</b></p>	<p><b>（心身きらり推進期間）</b></p> <p>「町は、町民の関心と理解を深めるために」とこの文章自体が上から目線、権威主義を感じる表現です。</p> <p>町民の健康づくり活動が活発な中で、こういう期間が必要だという具体的な要請が出てきて期間をつくるべきです。</p>	<p>健康への意識を高めるだけでなく、推進期間を設けることで幅広く健康づくりの情報を提供したり、きっかけづくりとするために必要と考えます。</p>